

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和7年3月21日

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構会長 松浦雄一郎

1 業務内容

(1) 業務名

ふるさとドクターネット広島ホームページ再構築業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

広島市東区二葉の里三丁目2-3 広島県医師会館4階

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 地域医療支援センター

(5) 事業予算額

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和6年広島県告示607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加するものに必要な資格等）によって「55Cシステムの設計・開発」、「55Dシステムの保守・管理」及び「55Eホームページ作成・管理」の資格を認定されているものであること。

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3 広島県医師会館4階

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 地域医療支援センター

電話：(082)569-6491

イ 交付期間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月2日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は公益財団法人広島県地域保健医療推進機構ホームページ（<https://hiroshima-hm.or.jp/>）からダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び事業者の概要（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年4月2日（水） 午後5時（必着）

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵便等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年4月3日（木）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年4月17日（木） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価

基準に従い、ふるさとドクターネット広島ホームページ再構築業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

ただし、提案書の提出が多数となった場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書面審査を行う場合がある。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「ふるさとドクターネット広島ホームページ再構築業務公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

プレゼンテーション審査日の2日後までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約における特約事項

この業務は、広島県からの委託業務の一部であることから、令和7年度の広島県との委託契約において本業務に係る委託料の減額又は削除があった場合は、機構はこの契約を締結しないことができるものとする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3 広島県医師会館4階

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 地域医療支援センター

電話：(082)569-6491

メールアドレス iryou@hiroshima-hm.or.jp